令和4年9月議会 福祉都市委員会報告資料

1	専決処分	(家賃滞納者)	⋯1頁
	報告37号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	
	報告39号	市営住宅に係る和解に関する専決処分について	
2	専決処分	(不法占有者)	…3頁
	報告38号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	
3	専決処分	(損害賠償額の決定について)	5頁
	報告41号	交通事故による損害賠償額の決定に関する	
		専決処分について	
4	公園におり	ける公墓設置管理制度の活用について	7 頁

令和4年9月13日住宅都市局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第37号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人(表1)に対し、住宅の明渡と滞納家賃等

の支払いを求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表1 (報告第37号)

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総 額	住宅明渡 し請求日	専決処分年 月 日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と	円	令和4年	令和4年	
	る恐れのある情報については、掲載しておりる	123, 413	4月29日	8月15日	

○和解に関する専決処分について

報告第39号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、滞納家賃等の納付の意思があると認められるもの (表 2)

と和解することについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表 2 (報告第39号)

表 2	(報告第39号) 和 解 の 相 手 方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総 額	住宅明渡 し請求日	専決処分 年 月 日
1			円 166, 310	令和4年 6月28日	令和4年 8月15日
2			128, 922	令和4年 5月28日	令和4年 8月15日
3			120, 600	令和4年 6月28日	令和4年 8月15日
4			166, 726	令和4年 4月29日	令和4年 8月15日
5			255, 120	令和4年 6月28日	令和4年 8月15日
6	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と	図められ ません。 - -	60, 520	令和4年 4月29日	令和4年 8月15日
7	る恐れのある情報については、掲載しており		231, 253	令和4年 4月29日	令和4年 8月15日
8			159, 250	令和4年 6月28日	令和4年 8月15日
9			121, 040	令和4年 4月29日	令和4年 8月15日
10			140, 710	令和4年 6月28日	令和4年 8月15日
11			117, 560	令和4年 6月28日	令和4年 8月15日
12			100, 025	令和4年 5月28日	令和4年 8月15日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第38号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者(表3)に対し、住宅の明渡等を求めるため訴えを提起すること について、専決処分した。

表3 (報告第38号)

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有 認定日	概 要	専決処分年 月 日
1			令和2年 8月25日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡 により本件住宅の明渡し義務を相続し た者であるが、当該義務を履行せず、 不法に占有したもの。	令和4年 8月22日
2			令和2年 3月4日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡 により本件住宅の明渡し義務を相続し た者であるが、当該義務を履行せず、 不法に占有したもの。	令和4年 8月22日
3	※福岡市情報公開条例に定める非認められる恐れのある情報につい しておりません。		令和元年 10月24日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡し義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したもの。	令和4年 8月22日
4			令和元年 5月21日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡 により本件住宅の明渡し義務を相続し た者であるが、当該義務を履行せず、 不法に占有したもの。	令和4年 8月22日

〇以上報告第37号ないし第39号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。 令和4年9月5日

福岡市長 髙 島 宗一郎

(報告第41号)交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

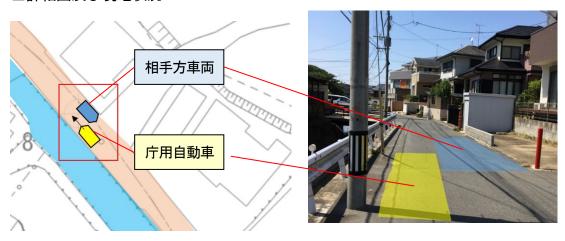
事 故 報 告 書

事故発生日時	令和4	令和4年5月2日(月曜日)午後3時40分頃 天候:晴れ			
事故発生場所	早良區	早良区梅林七丁目 45 番 8 号付近の道路上			
相手方	住	所			
14 7 73	氏	名			
事故の概要	本件は、早良区役所地域整備部維持管理課所属の職員が、業務のため同区所管の軽自動車を運転していたところ、上記場所において、離合のため前方で停車した相手方所有の普通乗用自動車の横を通り抜けようとした際、当該車両に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたもの。				
	相	人的損傷	なし		
Her o fort	方	物的損傷	右側のドアミラーカバーの傷		
損害の程度	市	人的損傷	なし		
	側	物的損傷	なし		
過失割合	相手方 O割			本市 10割	
損害賠償額	58, 630 円				

■位置図



■詳細図及び現地状況



■車両写真





公園における公募設置管理制度の活用について

公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上、また、地域の二一ズや市の施策推進に資する取り組みの一つとして、公募設置管理制度(Park-PFI制度)の活用についての検討状況と今後の進め方を報告するもの。

1. これまでの取組み

- ○本年3月、福岡市公園条例を改正し、公募設置管理制度(Park-PFI制度)の運用に必要な事項を規定
- ○5月より、同制度を活用した官民連携事業への民間事業者の参入意欲や事業手法、公園の魅力向上に 資する施設の提案等に関する意見を得る、サウンディング型市場調査を実施
- ○並行して、Park-PFIの実施により公園での推進が期待される市の施策について庁内照会を実施

2. 民間サウンディング調査の実施状況について

(1)調査対象公園

住宅都市局所管の全ての公園(計1,685公園)

(2)調査結果

①参加者 26者

業種:不動産業、建設業、技術サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、運輸業、卸売業・小売業ほか

②Park-PFIに関する提案24者・26公園・68提案

分類	提案公園			
広域から利用者が集う公園 (9公園)	アイランドシティ中央公園、箱崎公園、東平尾公園、山王公園、舞鶴公園、小戸公園、 百道中央公園、今津運動公園、かなたけの里公園			
都心部に立地する公園 (8公園)	冷泉公園、中比恵公園、出来町公園、音羽公園、明治公園、警固公園、春吉公園、長浜公園			
水辺など景勝地に立地する公園 (3公園)	香椎浜北公園、清流公園、長垂海浜公園			
その他(6公園)	多々良川緑地、貝塚公園、箱崎ふ頭記念公園、千代東公園、地行中央公園、今泉公園			

[※]その他、Park-PFI制度によらない公園利活用に関する提案も有り。(2者・8公園・10提案)

③提案内容

公共施設(特定公園施設)整備費用の一部負担や公園使用料の納付のほか、以下の提案がなされた

ア) 公募対象公園施設(事業の核となる収益施設)

飲食店(カフェ、レストラン、茶屋)、物販、バーベキュー場、キャンプ場、ランニングステーション、 アスレチック施設、スケートボード施設、サイクルステーション、屋内遊戯施設、温浴施設、ドッグラン、 情報発信施設、交通博物館、ギャラリーなど

- イ) その他、法で必須ではない民間事業者独自の提案
 - ●管理運営に関する提案
 - ・公園全体・周辺の清掃、花壇管理
 - ・Wi-Fiの提供による通信環境の改善
 - ・指定管理者制度と組み合わせた施設と公園全体の一体的な管理運営
 - ●ソフト事業に関する提案
 - ・マルシェやファーマーズマーケット、こども向けイベント・体験教室の実施
 - ・周辺施設と連携した賑わいづくり
 - ・WEBやSNSを活用した公園の情報発信
 - ●地域との取組みに関する提案
 - ・地域交流イベントの実施や地域活動の場の提供
 - ・防犯カメラの設置や警備の実施による安全面の強化
 - ・防災備品の備蓄と提供、防災訓練の実施など地域の防災活動を支援

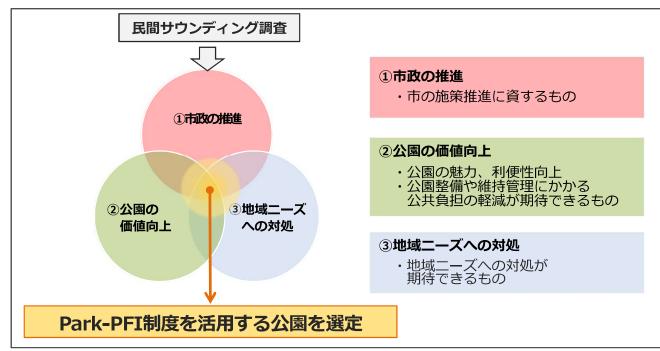
3. 公園の活用により推進が期待される市の施策

公園の活用により推進が見込まれる市の施策について、庁内照会を実施

施策				
公園全般に共通する施策	○一人一花運動 ○インクルーシブな遊具広場整備事業			
 特定の公園に関連する施策	○博多旧市街プロジェクト			
	○セントラルパーク構想 ○リバーフロントNEXT			
	○Fukuoka Art Next ○Fukuoka East&West Coastプロジェクト ○Fukuoka Green NEXT			

4. 今後の進め方

公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上、地域のニーズへの対処や市の施策推進を図るため、以下の視点で、**Park-PFI制度の活用を検討する。**





まずは<u>アイランドシティ中央公園・東平尾公園・清流公園・出来町公園・明治公園</u>・ ・舞鶴公園・警固公園・百道中央公園・今津運動公園において検討を深める

5. 今後の予定

